

令和 8 年度 東京都一般任期付職員 採 用 選 考 案 内

令和 8 年 8 月 4 日
東 京 都

東京都環境局では、2050 年ゼロエミッション東京の実現のため、都庁が自ら率先して、東京都が所有する施設（都有施設）に太陽光発電を設置し、再生可能エネルギーの利用拡大を進めています。この取組において生み出した再生可能エネルギーを束ね、最大限有効活用するとともに、災害時の活用も視野にいった、都有施設におけるバーチャルパワープラント（V P P）の構築は必要不可欠です。

これらの取組を着実に推進するため、民間企業や自治体などにおける実務経験や専門性を活かし、主任級職員として即戦力で我々とともに活躍していただける方を求めています。

本選考は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成 14 年法律第 48 号）等に基づき制定された「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」（平成 14 年東京都条例第 161 号）に基づき、任期を定めて採用されるものです。

任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規定の適用を受けます。

1 選考職種、採用予定人員等

- (※) ◎ 業務の状況等により、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。
- ◎ 期間を定めた任用であり、任期満了後の任用を保障するものではありません。

職種・ 職層	採用 予定 人数	業務内容	求められる専門的な知識・経験	受験資格	任期（※）	職	勤務場所
電気・ 主任	1人	都府施設におけるVPPの構築に関する業務 ・都府施設でのVPPモデル実証に向けた課題整理・企画・調整等 （エネルギーマネジメントシステムの内容に関わる調整、実行計画作成、進捗管理を含む。） ・都府施設に設置した太陽光発電設備、蓄電池、通信設備の維持管理監督 ・一部都府施設において先行的に開始予定である実証試験の検証内容を踏まえた、実証施設の運用管理（設備の維持管理内容、制御方法等）などの具体的検討 ・VPPの本格実施に必要な事務作業（協定締結、予算要求、執行、託送手続き調整等）、複数の局との調整（財産所有関係、電気供給契約調整等）、電力管理者や所管行政庁との認可関連の手続き ・VPPの本格実施の実証結果に基づいた、再エネ利用率の向上の検証、費用対効果の検証、今後の取組拡大の方向性の検討など多角的な視点からデータ分析、協定相手への助言・報告内容の調整 ・通信設備（ゲートウェイ）の設計、施工確認 ・災害が発生した際のVPPの活用方法の計画策定及び実際の活用時シミュレーション等 ・環境施策としてのVPPの意義や効果を広く都民、事業者等に発信（PR）するためのイベント出展等 ・協定相手との課題解決、費用負担に向けた定例打合せ	左記のとおり VPP のモデル実証に向けて設備の維持管理や制御方法の具体的検討などを実施するために必要な、以下の経験・知識を有すること ・建築物、工作物の電気設備に係る設計、工事監理又は施工管理に従事した経験や知識 ・エネルギー管理視点での企画立案や、太陽光・電力関係（蓄電池、系統連系や自己託送等）を始めとしたエネルギー関係の業務に携わった経験 ・ソフトウェア開発やシステム構築、AI・IoT など、情報処理に関する知見	・「2 受験資格」別表主任の欄に記載のとおり、学歴区分に応じた民間企業等の職務経験年数があること。 ・パソコンが使用でき、Word、Excel、Power Point 等を使用した業務に対応できること。 ・以下ア・イの実務経験について、通算5年以上あること（いずれの実務経験も必須とする） ア 電気工事または建築に関する設計・監督の業務 イ 太陽光発電設備・蓄電池・その他電力関係等をはじめとした、エネルギーマネジメント等の業務	令和8年11月1日から 令和9年3月31日まで	気候変動対策部 計画課 (率先行動調整担当)	東京都庁 第二本庁舎 20 階

2 受験資格

- ◎ 上記各区分の受験資格を満たすこと。
- ◎ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は受験できません。
- ◎ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。
- ◎ 日本国籍を有しない方は受験できません。
- ◎ 申込日現在、東京都職員である人は受験できません。

なお、以下の方は除きます。

・教育公務員^{※1}

- ・東京都職員（任期付職員^{※2}、会計年度任用職員、臨時的任用職員）のうち、令和8年10月31日までに任期が満了する者

※1 教育公務員特例法施行令第9条第2項に定める教育公務員に準ずる者を含む。

※2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）に規定する任期付研究員をいう。

【別表】

学歴区分	必要な実務経験年数
	主任
・大学院博士課程又は修士課程の修了 ・大学（4年制の大学）の卒業	5年以上
・短期大学（2年制以上の短期大学）の卒業 ・高等専門学校卒業 ・専修学校（修業年限2年以上の専門課程で年間授業数680時間以上のものに限る。）の卒業 ・各種学校（「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。）の卒業	7年以上
・高等学校の卒業	9年以上

注1 実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。
契約社員や遣社員、非常勤職員、嘱託職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。

注2 実務経験年数は、採用予定月の前月末日現在で計算します。職務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。

注3 合格通知後すぐに、要件に該当することを確認するための証明書類を提出していただきます（5「卒業（修了）・在職証明書の提出について」参照）。事実が確認できない場合は採用されませんので御注意ください。

注4 実務経験とは、下表のとおり。最終選考結果通知後、実務経験確認のため、採用までの指定する日までに、職歴証明書を提出していただきます。

職種	実務経験
電気	電気設備に係る企画、設計、工事管理又は施工管理に従事した経験

3 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考	申込書兼履歴書、職務経歴書による審査
-------------	--------------------

◎ 申込書類により選考を行い、第1次選考合格者には第1次選考合格通知兼第2次選考受験票を電子メールで送付します。

※ 結果通知は申込者全員に送付します。

(2) 第2次選考

口述審査	人物及び職務に関連する経験についての個別面接
-------------	------------------------

◎ 口述審査は第1次選考合格者に対してのみ行います。

4 申込手続

受付期間	令和8年8月4日（火）から令和8年9月1日（火）午後5時まで（受信有効）
申込方法	・下記URLへアクセスし、採用情報ページ掲載の「申込書兼履歴書」「職務経歴書」「顔写真データ」の3点を、受付期間中に提出先アドレスまで送付してください。 ・メールの件名は「環境局一般任期付職員申込」としてください。 <環境局任期付採用募集案内ページURL> https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/recruitment/ichinin <提出物> ① 申込書兼履歴書（上記URLの所定様式） ② 職務経歴書（上記URLの所定様式） ③ 顔写真データ（jpg、3MB以内） <提出先> 環境局総務部総務課メールアドレス kankyo_saiyou(at)section.metro.tokyo.jp ※ <u>迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。</u> <u>お手数ですが、メール送信の際は（at）を@に置き換えてご利用ください。</u> <注意事項> ・ 期間中に正常に到達したものを有効とします。 <u>・ 複数の選考を併願する場合は、いずれの選考についても申込みを行う必要があります。</u>

◎ 第2次選考実施日の3日前までに、第1次選考の結果が届かない場合は、環境局総務部総務課人事担当までお問い合わせください。

◎ 申込書類に記入していただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

5 卒業（修了）・在職証明書の提出について

受験資格の確認及び給与算定の資料とするため、最終学歴に関する卒業（修了）証明書（ただし、院卒は大学の卒業証明書も必要。また、最終学歴以前に職歴がある場合は、高等学校以降の全ての学歴に関する卒業（修了）証明書が必要。）及び全ての職歴に関する在職証明書（指定様式有）を提出していただきます（原則、合格通知後すぐに、メールへのデータ添付により速やかにご提出をお願いいたします。）。

提出の仕方についてはホームページ掲載の「卒業（修了）・在職証明書の提出について」をご覧ください。

6 採用選考に係る日程等について

第1次選考結果通知	令和8年9月4日（金） ※第2次選考の3日前までに、受験者全員に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。第1次選考の結果が届かない場合は、環境局総務部総務課人事担当までお問い合わせください。
第2次選考実施日	令和8年9月9日（水）～9月11日（金） ※会場：東京都庁を予定
最終結果通知	令和8年9月中旬 ※第2次選考受験者に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。

7 給与等について

《初任給》

初任給は、職務経験等に応じて決定されます。

職務経験が一定以上ある人は、所定の基準により加算される場合があります。以下は、四年制大学を卒業し、卒業後の期間を正社員・常勤職員として職務に従事した場合に想定される初任給の参考例です。

【参考例】

職級	職務経験	初任給
主任	5年	324,000円

◎ この初任給は、令和8年3月31日までに職務経験の年数を満たしている人の例で、令和8年4月1日時点の給料月額に地域手当（20％）を加えたものです。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。

◎ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。

《その他》

◎ 東京都職員共済組合へ加入し、健康保険や厚生年金保険等が適用されます。

◎ 年次有給休暇（1年間に20日、11月採用の場合は3日付与）の外、慶弔休暇、介護休暇、育児休業などの休暇制度があります。

■ お問い合わせ先

東京都環境局総務部総務課人事担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎19階南側

【電話】 03(5388)3418（ダイヤルイン）

【環境局ホームページ】 <https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/>

【交通案内】 新宿駅（西口）から徒歩約10分
都庁前駅（都営大江戸線）

《環境局職員募集ホームページ》

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/recruitment>